「八潮市立松之木小学校いじめ防止対策基本方針」

令和７年４月１日

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」、また、「いじめは人間として絶対に許されない」という共通認識のもと、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、学校・家庭・地域の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

２　いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

３　いじめを「生まない」　未然防止のための措置

（１）学級担任等

ア　日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。

イ　はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

ウ　一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

エ　教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

オ　いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、どの子供も安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供できる授業づくりや集団づくりに努める。

カ　いじめを生まないためには、人と関わることを喜びと感じる体験が不可欠である。「面倒だったり、嫌なこともあったりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたら嬉しい」と感じる場や機会をつくることで加害者になることを防ぐ。そこで、小中一貫教育の交流活動などの取組を通して、他者の役に立っているという「自己有用感」を子供たち全員が感じとれる「絆づくり」を進める。

（２）養護教諭

ア　学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

（３）生徒指導担当職員

ア　いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。その際、事例研究やロールプレイングなど実践的な指導力を身につける。
イ　日頃から関係機関等と連携し、情報の共有化に努める。
ウ　中学校区域ブロックで、いじめ根絶に向けた取組を行う。

（４）管理職

ア　全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
イ　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
ウ　児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
エ　いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

（５）「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）

ア　学校いじめ防止基本方針によるいじめ防止対策について、学校評価に位置づけ、毎年、検証し必要に応じて計画を見直す。
イ　定期的に会議を設けるなど、組織が機能するように努める。

４　いじめを「見のがさない」　早期発見のための措置

（１）学級担任等

ア　日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
イ　休み時間・放課後の児童生徒との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
ウ　子供との面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

（２）養護教諭

保健室を利用する児童生徒との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞き、担任に報告する。

（３）生徒指導担当教員

ア　定期的なアンケート調査を実施するとともに、必要に応じて臨時にアンケート調査を実施する。

イ　保健室、スクールカウンセラーやさわやか相談員等による相談室の利用、及び電話相談窓口について児童生徒、保護者に周知する。

ウ　休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の学区内巡回等において、子供の様子について異常の有無を確認する。

（４）管理職

ア　児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

イ　学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能するように努める。

５　いじめを「許さない」　いじめに対する措置

（１）情報を集める

ア 学級担任等、養護教諭

（ア）　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）

（イ）　児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

（ウ）　発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取りを行うなどいじめの正確な実態把握を行う。

（エ）　その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

（オ）　いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

イ　組織

（ア）　教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他（学校応援コーディネーター、ボランティアの方々）からいじめの情報を集める。

（イ）　その際、得られた情報は記録に残す。

（ウ）　一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

（２）指導・支援体制を組む

ア　組織

（ア）　正確な実態把握に基づき、「組織」を生かし、指導・支援体制を組み、次の事項に取り組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）

ａ　いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
ｂ　保護者への対応
ｃ　教育委員会への報告
ｄ　関係機関等との連携　等

（イ）　ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつ。

（ウ）　児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求める。

（エ）　現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

（３）子供への指導・支援を行う

ア　いじめられた児童生徒に対応する教員

（ア）　いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。

（イ）　いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、小学校の担任等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い、支える体制をつくる。

（ウ）　いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

イ　いじめた児童生徒に対応する教員

（ア）　いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

（イ）　必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度

を活用したりするなど、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

（ウ） いじめた児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、警察署や児童相談所等とも連携して対応する。

（エ） いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景を把握する。

（オ） 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

ウ　学級担任等

（ア） 学級等で話し合しを行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。

（イ） いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

（ウ） はやしたてるなど同調していた児童生徒に対して、それらの行為はいじめと同じであることを理解させる。

エ　組織

（ア） 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

（イ） いじめが解消したと思われる場合でも、卒業まで継続して十分な注意を払い、適宜必要な支援を行う。

（ウ） 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

（４）保護者・地域の方と連携する

ア　管理職・学級担任等

（ア） 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。なお、家庭訪問は、加害者及び被害者の両家庭に行い、学級担任を中心に複数の教職員で対応する。

（イ） いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

（ウ） 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

（エ） いじめられる子、いじめた子と緊密に関わりのある保護者（例えば通学班などで関わりのある場合）や地域の方（例えばスポーツ少年団、子ども会及び民生児童委員などで関わりがある場合）と連携し、子どもの支援を行う。
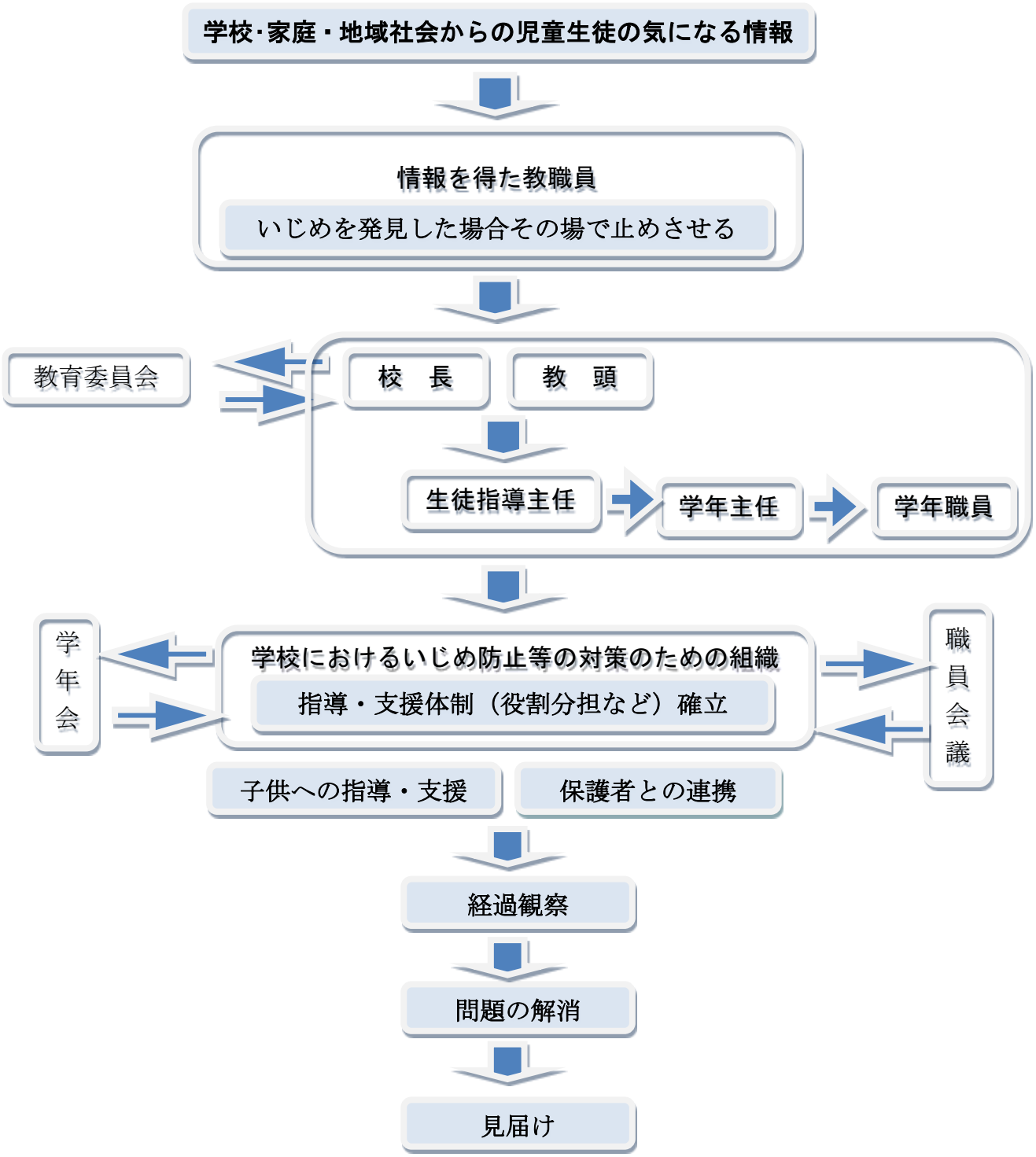
６　いじめ問題への組織的対応図（例）